

要保護及び準要保護児童生徒の推薦（認定）要領

1 要保護児童生徒について

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とする。

なお、生活保護法第6条第2項の要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者も含むものであり、これらについては福祉事務所及び関係民生児童委員の世帯票によって把握されているので、協力を得て決定する。

2 準要保護児童生徒について

児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」とすること。

なお、「準要保護」として推薦をする場合の概ねの基準は次表のとおりですので参考にしてください。

(別表)

準要保護児童生徒推薦基準

1 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア	生活保護法に基づく保護の停止または廃止	2号
イ	地方税法に基づく市町村民税の非課税	3号
ウ	市町村民税の減免	3号
エ	個人の事業税の減免	4号
オ	固定資産税の減免	4号
カ	国民年金掛金の減免	5号
キ	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	5号
ク	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給	6号
ケ	生活福祉資金の貸付け	7号

2 1以外の者で、次のいずれかに該当する者

コ	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	9号
サ	P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	9号
シ	学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者、または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者	9号
ス	経済的な理由による欠席日数が多い者	9号
セ	保護者が失業対策事業適格者手帳を持っているまたは職業安定所登録日雇労働者である。	8号

令和6年度就学援助費支給計画書（予定）

援助費目		小学校	中学校	対 象
学用品費等	第1学年	11,630 円	22,730 円	準要保護のみ
	その他	13,900 円	25,000 円	
新入学学用品費		57,060 円	63,000 円	準要保護のみ
修学旅行費		22,690 円	60,910 円	要保護 準要保護
学校給食費		44,160 円	49,920 円	準要保護のみ
校外活動費				準要保護のみ
（1）宿泊を伴わない		1,600 円	2,310 円	
（2）宿泊を伴う		3,690 円	6,210 円	
卒業アルバム代等		11,000 円	8,800 円	準要保護のみ

- ※ 修学旅行費及び学校給食費は実績等に応じて支給いたします。
- ※ 当該年度の予算の範囲内での支給となります。
- ※ 学用品費等（新入学学用品費）・学校給食費・校外活動費については、要保護児童生徒は対象としていません。（生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には別で支給があるため）